

○大府市がんばる商店街推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地及び商店街の振興を図るため、商業団体等に対し、予算の範囲内において交付する大府市がんばる商店街推進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）及び愛知県が定めるげんき商店街推進事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体等)

第2条 補助金の交付の対象となる商業団体等は、市内で商業若しくはサービス業を営む中小企業者が主たる構成員であつて、法人格を有する団体又は市長が適当と認める団体のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 営利を目的としないこと。
- (2) 定款又はこれに準ずるものが定められていること。
- (3) 収支の経理が明確にされていること。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。ただし、県要綱第9条の規定による補助事業の採択を受けない事業、市の他の事業の補助対象となった事業及び補助対象経費が100万円未満の事業は、補助対象事業としない。

(補助率及び補助限度額)

第4条 補助率及び補助限度額は、予算の範囲内において市長が別に定める。

(事業採択の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする商業団体等の代表者（以下「採択申請者」という。）は、がんばる商店街推進事業採択申請書（第1号様式。以下「採択申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長が定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(事業採択の決定及び通知)

第6条 市長は、採択申請書を受理したときは、速やかに、事業の必要性及び内容、計画の妥当性等について審査するものとする。

- 2 市長は、採択申請書を取りまとめ、県要綱第8条第1項の規定により申請を行わなければならない。
- 3 市長は、県要綱第9条第1項の規定により補助事業の採択の結果の通知があつた場合は、その内容に基づき、採択申請書の審査結果を採択申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の採択申請者への通知に当たり、必要に応じて条件を付することができる。

(交付の申請)

第7条 前条第3項の規定により事業採択の決定通知を受けた者（以下「申請者」という。）は、がんばる商店街推進事業費補助金交付申請書（第2号様式。以下「交付申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長が定める期日までに、市長に提出しなければならない。

ない。

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、交付申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、その適否を決定し、申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、当該決定に係る補助対象事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、がんばる商店街推進事業計画変更承認申請書(第3号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助決定者は、補助事業を廃止し、又は中止するときは、がんばる商店街推進事業廃止(中止)届(第4号様式)を、遅滞なく、市長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第10条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、がんばる商店街推進事業実績報告書(第5号様式)及び請求書(第6号様式)に必要な書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日(同日が市役所の閉庁日に当たるときは直前の開庁日)のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条に規定する報告書等を受理した場合は、速やかに、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、補助事業の完了の前に補助金の全部又は一部を前渡しすることができる。

(帳簿等の保存)

第12条 補助金の交付を受けた商業団体等(以下「補助団体等」という。)は、補助事業に関する帳簿について、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 補助団体等は、あらかじめ市長の承認を受けなければ補助の対象となった共同施設を補助の目的外に使用し、譲渡し、取り壊し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業終了後、次に掲げる期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 新築、増改築の共同店舗及び立体駐車場 10年

(2) その他の共同施設 5年

(検査等)

第14条 市長は、補助団体等に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

No.	補助対象事業	補助対象経費
1	地域コミュニティ活性化事業 ① 高齢者・障がい者等対応事業 ② 子育て世代支援事業 ③ 防災・防犯対策事業 ④ 環境対策事業 ⑤ 地域住民・団体・大学等との連携・交流事業 ⑥ 地域資源活用事業	①施設整備費（資産計上されるもの） ②委員、講師又は調査研究員等の外部専門家に対する謝金 ③委員、講師又は調査研究員等の外部専門家に対する旅費（補助金の交付の対象となる商業団体等の役職者を除く。） ④会議費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析費、調査・開発研究費、広告宣伝費、翻訳費、原稿料、無形固定資産購入費、開発費、消耗品費、機器等借上料、借損料、雑役務費等の事業経費
2	元気な商店街と賑わいあるまちづくり事業 ① 個性・魅力の創出事業 ② 人材育成事業 ③ 空き店舗対策事業 ④ 情報発信事業 ⑤ I T化推進事業 ⑥ 地域経済活性化事業	⑤調査研究、開発研究等の委託費（その事業の全てを委託するものを除く。）
3	経済産業省の採択事業	⑥店舗賃借料 ⑦店舗改装費（内装・設備・施行工事費、設備維持管理費、備品費）